

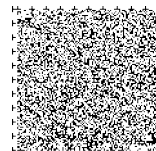
# 足立区バリアフリー地区別計画

## (区役所周辺地区編)

平成29年3月



この表紙は音声コード付きです。右のマークが音声コードで、コードの位置を示すために切り込みを入れています。専用の読み上げ装置を使用して読み取ることで、音声で内容を聞き取ることができます。





## 目次

### 第1章 地区別計画の概要

1	地区別計画策定にいたる経緯	1
2	地区別計画の位置付け	3
3	基本的な方針及び定める内容	4
4	バリアフリー化の進め方	6

### 第2章 バリアフリーの現状と課題

1	公共交通	8
2	道路等	8
3	公園	9
4	建築物	9

### 第3章 区域内的のバリアフリー化方針

1	生活関連施設・生活関連経路・区域の設定	10
2	生活関連施設・経路等の整備方針	15
3	特定事業の設定	17

### 資料編

資料－1	地区の概況	24
資料－2	検討の経緯	26
資料－3	区民部会・事業者部会等の検討概要	27
資料－4	区民への周知・意見把握	35
資料－5	足立区バリアフリー協議会設置要綱 ・委員名簿	36

## 主な用語の説明

足立区バリアフリー地区別計画で多用する「バリアフリー」、「ユニバーサルデザイン」、「高齢者、障がい者、子ども、子育て中の方等」について、最初に用語解説を示します。

### 【バリアフリー】

高齢者、障がい者、子ども、子育て中の方等が社会生活をしていく上で障がい（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障がい、情報面での障がいなどすべての障がい除去するという考え方。

### 【ユニバーサルデザイン】

あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、出身の国や地域等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境を計画する考え方。

1980年代にアメリカのロナルド・メイス氏らによって提唱され、ユニバーサル（Universal：すべての、普遍的な）と、デザイン（Design：計画、設計、構想）という二つの英単語を合わせたもので、その頭文字を取って、UD（ユーディ）とも呼ばれる。

### 【高齢者、障がい者、子ども、子育て中の方等】

高齢者、障がい者（身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・発達障がい者を含む、すべての障がい者）をはじめ、妊娠中・乳幼児連れの方、児童、外国出身の方、怪我をしている方などの移動制約者を含む。

## 「障害（がい）」の表記について

足立区バリアフリー地区別計画では、人や人の状態を表す場合には「障がい」とひらがなで表記します。また、法令で定められた名称、施設名・団体名などの固有名詞については、その表記に合わせて記載します。

## 第1章 地区別計画の概要

---

### 1 地区別計画策定にいたる経緯

急速な高齢化と少子化が同時進行し、人口減少社会を迎えた我が国では、高齢者や障がい者なども含めた、あらゆる人たちが社会活動に参加し、自己実現するための施策が求められています。

そこで、公共交通機関、建築物、道路等のバリアフリー化を推進し、高齢者、障がい者等の移動や施設利用の利便性や安全性向上を図るため、平成18年に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下、「バリアフリー法」という。）が施行されました。

バリアフリー法では、駅周辺など高齢者、障がい者等が利用する施設が集まる地区において、公共交通機関、建築物、道路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、区市町村がバリアフリー基本構想を作成することができる、としています。

足立区では平成24年12月に、「足立区まちづくり推進条例」の理念を継承発展させた「足立区ユニバーサルデザインのまちづくり条例」を制定しました。本条例は、ユニバーサルデザインに基づく取り組みを推進することにより、障がいのある人もない人も、子どもや高齢者も、一人ひとりの人権が尊重され、すべての人がいきいきと安心して暮らせる足立区の実現を目的としています。

さらに平成26年8月には、条例に基づき「足立区ユニバーサルデザイン推進計画」を策定し、計画の中に、「バリアフリー基本構想を策定する」ことを掲げました。これを踏まえ、平成28年7月に、「足立区バリアフリー推進計画（重点整備地区選定の考え方）」（以下、「区全体計画」という。）をまとめました。

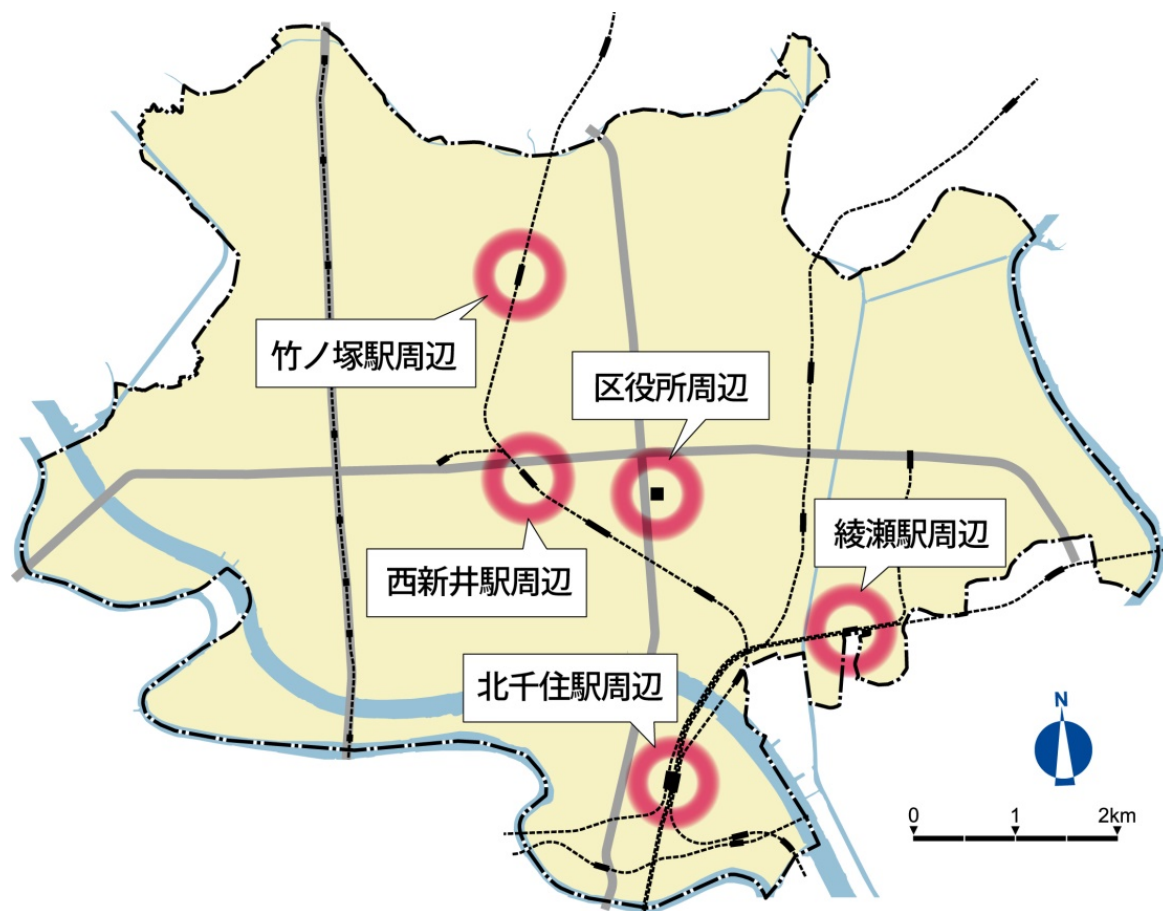
区全体計画では、区内でも特に多くの人が集まる施設周辺やバリアフリー上課題のある地域の中から、優先的にバリアフリー化を進めていく「重点整備地区となる地域」として、区役所周辺・北千住駅周辺・綾瀬駅周辺・西新井駅周辺・竹ノ塚駅周辺の5地域を選定しました。

この5地域を対象に、順次、重点整備地区ごとの「足立区バリアフリー地区別計画」（以下、「地区別計画」という。）を策定することとしています。

なお、区全体計画と地区別計画を合わせて、バリアフリー法第25条※に規定する基本構想と位置付けます。

※バリアフリー法第25条：区市町村は、移動等円滑化の促進に関する基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該区市町村の区域内の重点整備地区について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（基本構想）を作成することができる。

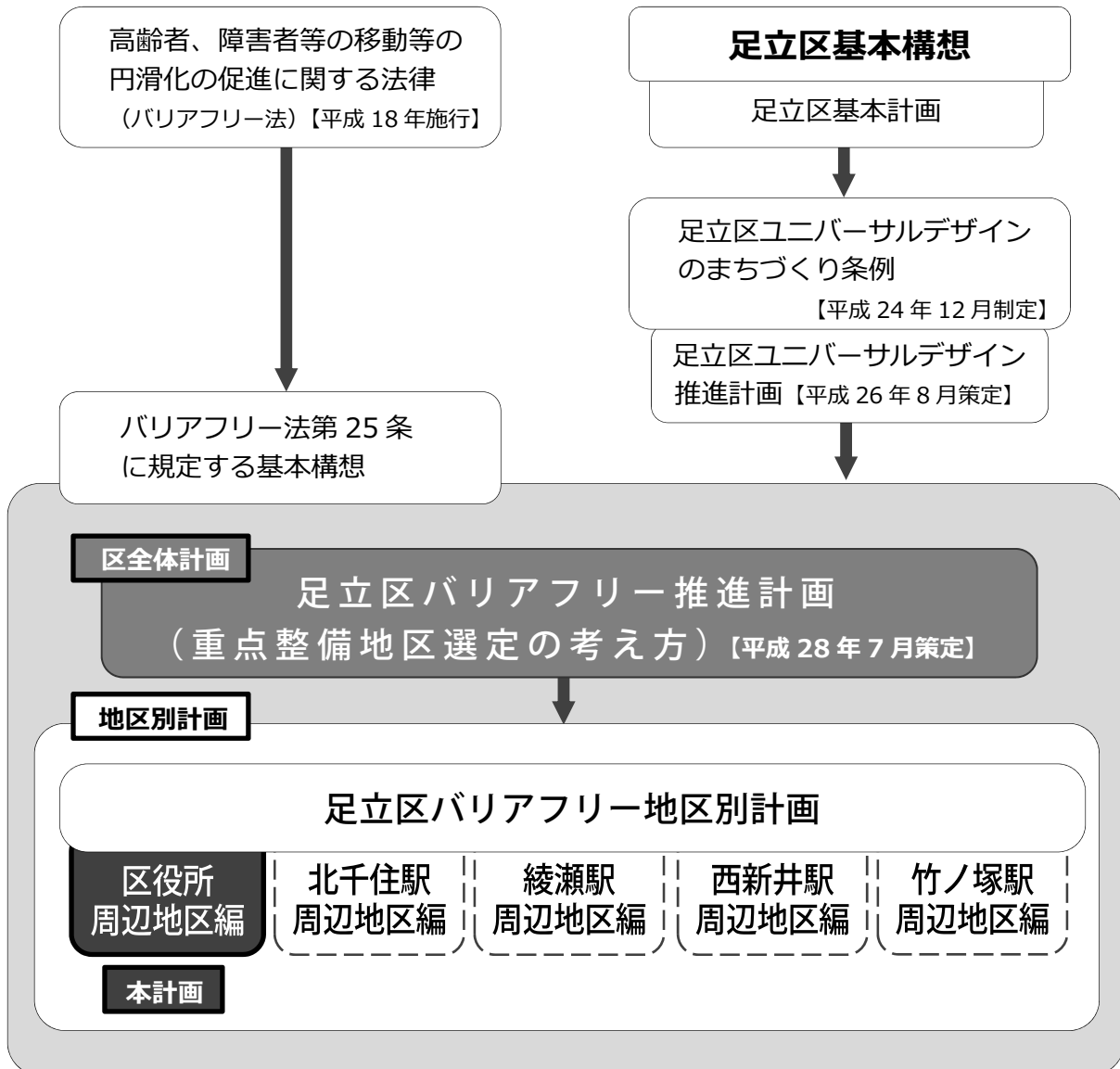
「重点整備地区となる地域」の5地域



## 2 地区別計画の位置付け

区全体計画が、足立区全体のバリアフリーに関する基本的な考え方を示すものであるのに対し、地区別計画は、一定の区域（重点整備地区）を対象に、重点的かつ一体的なバリアフリー化を進めるための具体的な計画となります。

本計画の位置付け・体系



### 3 基本的な方針及び定める内容

#### (1) 基本的な方針

本計画では、バリアフリー法及び地区の概況を踏まえ、以下の3点を区役所周辺地区のバリアフリー化の基本方針とします。

- ① 区役所を中心とした徒歩圏内において、不特定多数の人が利用する施設と経路を対象にした一体的なバリアフリー化を推進する。
- ② 高齢者、障がい者、子ども、子育て中の方等が、円滑にアクセスできるように、公共交通から区役所または区役所周辺にある施設へ、バリアフリー化された歩行空間のネットワークを形成する。
- ③ ハード整備に加え、ソフト面の対応策も推進する。

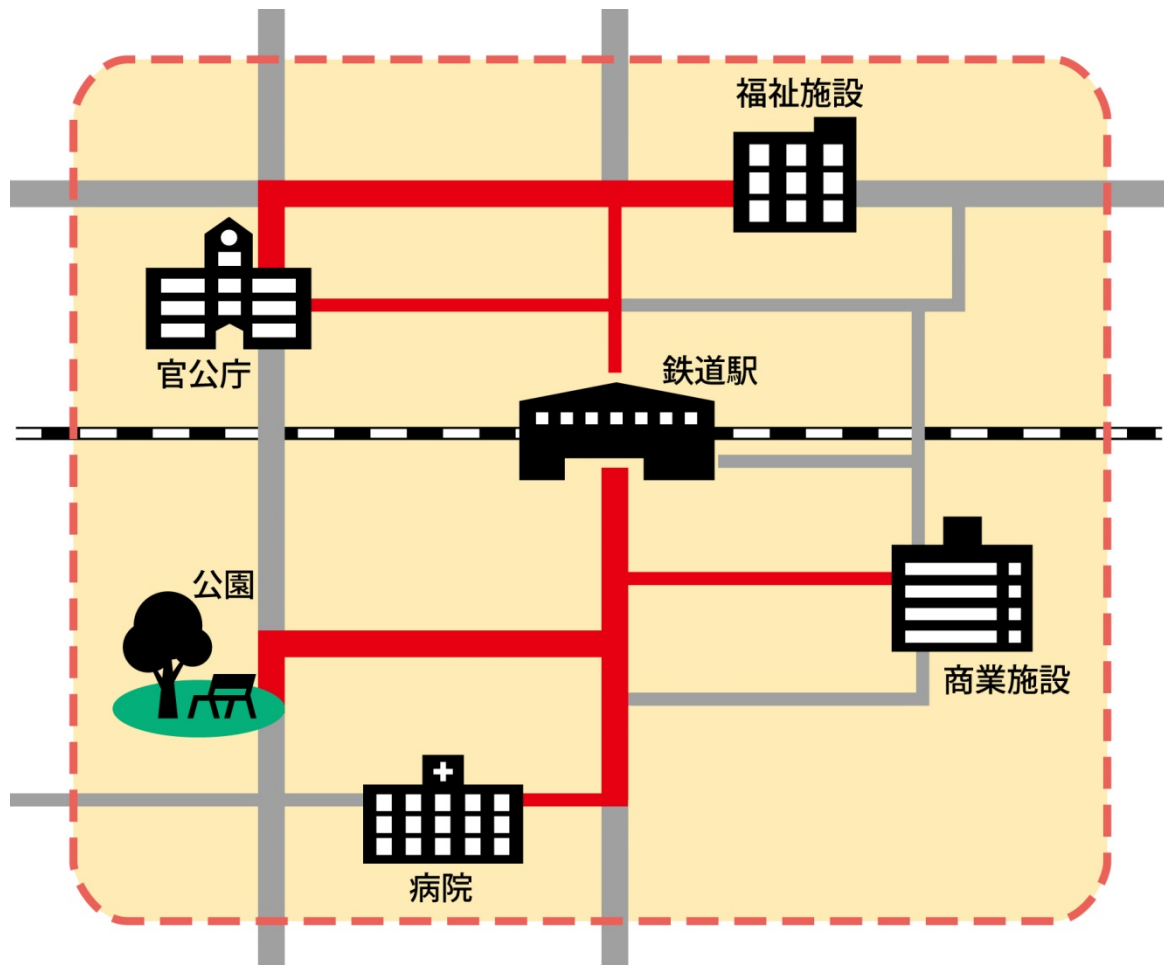
#### (2) 定める内容



本計画では、区役所周辺地区の現状と課題を明らかにした上で、バリアフリー法に基づき、以下の5点を定め、重点的かつ一体的なバリアフリー化を進めます。







- ① 生活関連施設：バリアフリー化の対象とする施設
- ② 生活関連経路：生活関連施設を結ぶバリアフリー化の対象とする経路
- ③ 重点整備地区の区域：生活関連施設と生活関連経路で構成されるバリアフリー化を優先的に進める区域
- ④ 整備方針：生活関連施設と生活関連経路をバリアフリー化するための方針
- ⑤ 特定事業：整備方針に基づき、施設管理者がバリアフリー化に取り組む事業



重点的かつ一体的なバリアフリー化のイメージ



 重点整備地区の区域       生活関連経路

鉄道駅	公園	官公庁	福祉施設	病院	商業施設
					

生活関連施設

## 4 バリアフリー化の進め方

### (1) 事業の推進

本計画に示されたバリアフリー化事業（特定事業）の実現に向けて、国・都・区等の関係事業者は、特定事業の事業計画（特定事業計画）を作成し、メリハリをつけた事業を実施します。

また、本計画で位置付けた生活関連施設のうち民間の施設については、足立区が各施設管理者に対し、一体的なバリアフリー化への協力を呼びかけていきます。

### (2) 事業の進行管理

本計画策定後、特定事業計画の作成及び事業の実施は、各施設管理者が各々進めていくこととなりますが、高齢者や障がい者、子育て中の方等を含む区民、関係事業者、学識経験者及び区の職員等からなる「足立区バリアフリー協議会」において、事業内容や事業実施スケジュール等の連絡・調整を行い、効果的なバリアフリー化を図ります。

また、今後、まちの状況に大きな変化が生じた場合やバリアフリーに関する技術開発が進められた場合など、必要に応じて本計画の見直しについて検討します。

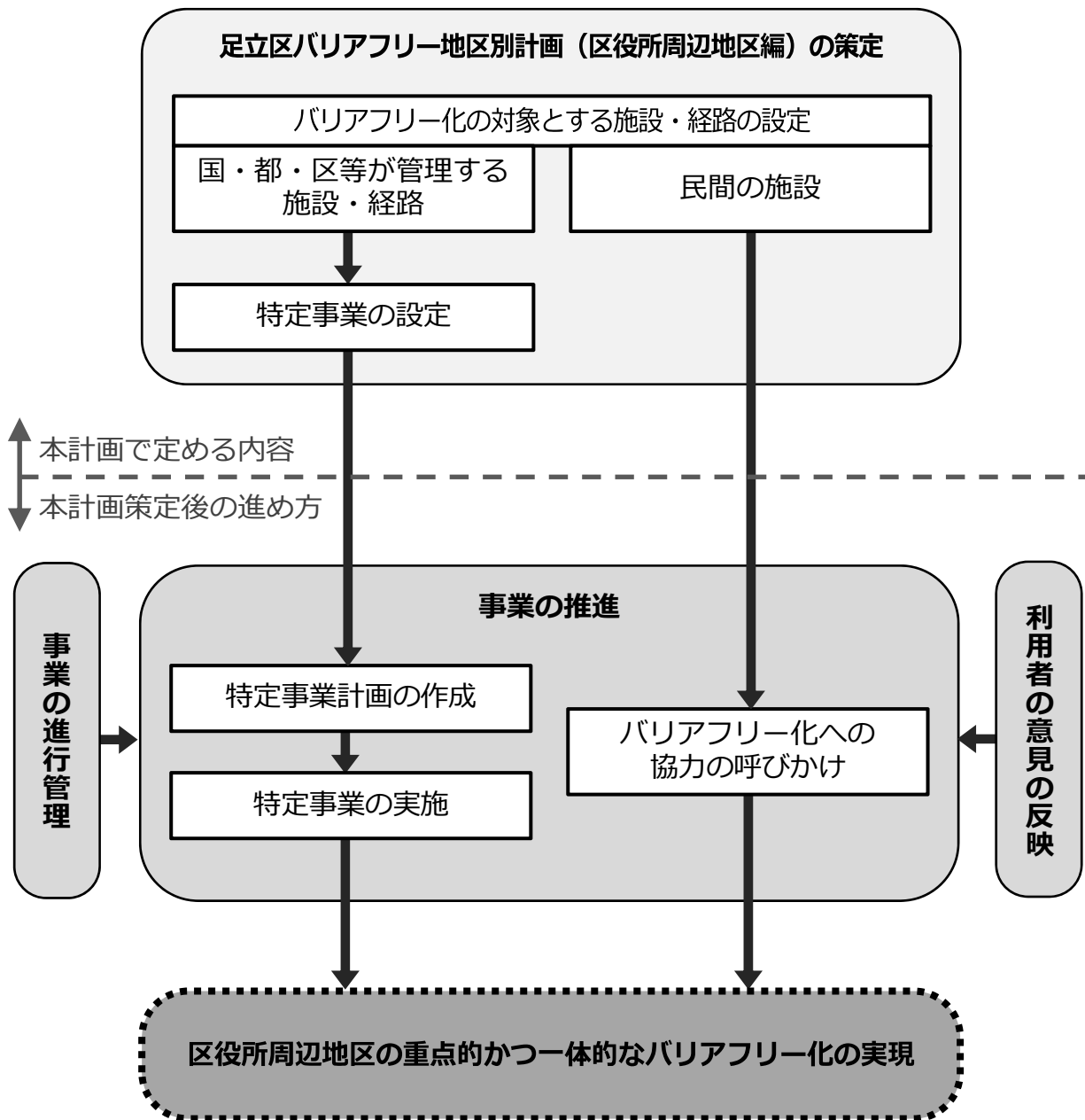
なお、事業の進捗状況や実施された事業等を広く区民へ伝えるため、区や事業者は、ホームページや広報紙等を活用し、区民への積極的な情報提供を実施します。

### (3) 利用者の意見の反映

足立区は、利用者にとって利用しやすい整備を実現するため、足立区バリアフリー協議会に加え、必要に応じて特定事業計画の作成や事業を実施する際に、高齢者、障がい者、子育て中の方等から具体的な整備内容や配慮すべき事項等についての意見を伺う機会を設け、できる限り反映していけるよう努めます。

また、施設の完成後においても、各事業者と連携し、高齢者、障がい者、子育て中の方等の利用者を含めた区民と共に、施設の利便性等のチェックを行い、より使いやすい施設となるよう改善に取り組みます。

バリアフリー化の実現方法



## 第2章 バリアフリーの現状と課題

区役所周辺地区の公共交通、道路、公園、不特定多数の人が利用する建築物等を対象に、まちづくり推進委員、障がい者団体、高齢者団体、子育て中の方などで構成された区民部会で、まち歩き点検等を実施しました（詳細は資料－3、27～34 ページ参照）。その際の指摘や要望等を踏まえ、各施設のバリアフリーの現状と課題を整理した結果を以下に示します。

### 1 公共交通

#### (1) 鉄道駅

- ① 梅島駅及び五反野駅には、改札内に、エレベーター、だれでもトイレ、視覚障害者誘導用ブロック等が整備されている。
- ② 梅島駅及び五反野駅には、ホームからの転落防止対策として内方線付き点状ブロックが整備されている。ホームドア等は未整備である。

鉄道駅のバリアフリー化の状況

○：整備済 ×：未整備

駅名称	車椅子・ベビーカーの経路		トイレ		視覚障害者誘導用ブロック	ホームからの転落防止対策※	
	出入口～改札口	改札口～ホーム	車椅子対応	オストメイト対応		ホームドア等	内方線付き点状ブロック
梅島駅	○	○	○	○	○	×	○
五反野駅	○	○	○	○	○	×	○

※ホームからの転落防止対策については、1日10万人以上が利用する駅では原則平成32年度までにホームドアまたは可動式ホーム柵等の設置、1日1万人以上が利用する駅では平成30年度までに内方線付き点状ブロックの設置が求められている。

#### (2) バス停

- ① バス停の時刻表等の文字が小さく見えにくい。
- ② バスを待っているときのための上屋やベンチのないバス停がある。

### 2 道路等

- ① タイル舗装の歩道は、車椅子やベビーカーが通行しづらい。
- ② 歩道が横方向に傾斜しており、車椅子が通行しづらい箇所がある。
- ③ 歩道上に電柱があり、通行しづらい箇所がある。
- ④ 横断歩道に接する歩道と車道の上に段差がなく、視覚障がい者が歩道と車道の境目がわからない箇所がある。
- ⑤ 視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない箇所がある。

- ⑥ 歩道上に商品や看板が置かれ通行しにくい箇所がある。
- ⑦ 視覚障害者誘導用ブロックの近くに看板や自転車が置かれている箇所があり、視覚障がい者の通行の妨げになっている。
- ⑧ 歩道上をスピードを出して走る自転車があり危ない場合がある。
- ⑨ 歩行者用信号機がある横断歩道に視覚障がい者に対する設備のない箇所がある。

### 3 公園

- ① 園路などに段差や凹凸のある箇所がある。
- ② 段鼻のわかりにくい階段がある。
- ③ 出入口や主要な園路などに視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない。
- ④ トイレにオストメイト用の設備がない。
- ⑤ トイレにベビーチェアやベビーベッドがない。
- ⑥ トイレに大人用の着替えやおむつ交換のできる設備がない。

### 4 建築物

- ① 敷地内通路にある排水溝のグレーチングの目が粗いため、白杖等がはまるおそれがある。
- ② 出入口や受付等までの経路に視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない施設がある。
- ③ 車椅子利用者用の駐車施設のない施設がある。
- ④ 車椅子利用者用の駐車施設から出入口まで、車椅子が安全に通行できる経路のない施設がある。
- ⑤ 店舗内の通路に商品が置かれており、車椅子が通行しづらい施設がある。
- ⑥ エレベーターがない、または、エレベーターが狭く、電動車椅子では利用できない施設がある。
- ⑦ 段鼻のわかりにくい階段がある。
- ⑧ 車椅子に対応したカウンターや記載台のない施設がある。
- ⑨ 受付や案内カウンター等には筆談用具や筆談の案内がない施設がある。
- ⑩ トイレにオストメイト用の設備のない施設がある。
- ⑪ トイレにベビーチェアを設置していない施設がある。
- ⑫ トイレに大人用の着替えやおむつ交換のできる設備のない施設がある。
- ⑬ トイレは、和式便器が多く、洋式便器が少ない。
- ⑭ おむつ交換ができる設備や授乳室のない施設がある。
- ⑮ 文字が小さく、わかりにくいサインがある。

## 第3章 区域内のバリアフリー化方針

### 1 生活関連施設・生活関連経路・区域の設定

#### (1) 生活関連施設の設定

生活関連施設とは、「高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設」をいいます（バリアフリー法第2条第21号イ）。足立区では、子ども、子育て中の方が利用する施設も含めます。

本計画では、バリアフリー法の趣旨、区民等の意見、地区の状況を踏まえ、下表の基準により生活関連施設の対象となる候補を抽出し、そのうち、計画への協力が得られた施設を生活関連施設（11 ページ参照）と定めます。

区役所周辺地区の生活関連施設の対象となる基準

種 類		備 考
公共交通	特定旅客施設	一日平均 3,000 人以上の乗降がある鉄道駅※ <sup>1</sup>
公 園	公園	近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、主要な街区公園（面積 1ha 程度以上※ <sup>2</sup> ）
建築物	公共施設	区役所、区民事務所等
	文化・スポーツ施設	地域学習センター、住区センター、図書館、体育館等
	保健・福祉施設	保健所、福祉事務所等
	医療機関	病院、休日応急診療所
	商業施設	店舗面積 500 m <sup>2</sup> 以上の小売店舗※ <sup>3</sup>
	金融機関	銀行、信用金庫、信用組合、郵便局等

※1:バリアフリー法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」の整備目標に定められている対象施設

※2:地震防災対策特別措置法に基づく避難地等に係る基準において定められている地震災害時に主として近隣の住民が避難する公共空地の面積

※3:足立区環境整備基準に基づく事前協議が必要な小売店舗

区役所周辺地区の生活関連施設の一覧

○：区の施設

種 類		名 称
公共交通	特定旅客施設	梅島駅
		五反野駅
公 園	都市公園	○ベルmont公園
		○中央公園
		○青井ふれあい公園
		○梅島公園
建築物	公共施設	○足立区役所
		○足立区役所別館
		○エル・ソフィア※ <sup>1</sup>
	文化・スポーツ施設	○中央本町地域学習センター※ <sup>2</sup>
		○中央本町住区センター
		○栗島住区センター
		○梅島住区センター
		○梅田図書館※ <sup>3</sup>
	保健・福祉施設	○足立保健所
		○足立福祉事務所
	医療機関	足立東部病院
		苑風会病院
		足立区医師会館休日応急診療所
	商業施設	ニトリ梅島ショッピングセンター
		M E G A ドン・キホーテ環七梅島店
		スーパーベルクス足立中央店
		東武ストア梅島店
		ココスナカムラ梅島店
		サミットストア五反野店
	金融機関	りそな銀行西新井支店
		三井住友銀行五反野支店
		城北信用金庫梅島支店
		足立成和信用金庫中央支店
		あすか信用組合足立支店
J A 東京スマイル足立支店		

※1：エル・ソフィア内には、梅田区民事務所、男女参画プラザ、消費者センター、梅田地域学習センター、梅田地域体育館がある。

※2：中央本町地域学習センター内には、やよい図書館、中央本町地域体育館がある。

※3：梅田図書館と同じ建物内には、NPO活動支援センターがある。

## (2) 生活関連経路の設定

生活関連経路とは、「生活関連施設相互間の経路となる道路、駅前広場、通路等」をいいます（バリアフリー法第2条第21号ロ）。

本計画では、以下の経路を生活関連経路に設定します。

- ・ 生活関連施設と最寄りのバス停または駅とを結ぶ経路
- ・ 生活関連施設同士を結ぶ経路
- ・ できる限り歩道のある経路

本計画の生活関連経路（総延長：約 8,940m）は、13 ページに示すとおりです。

## (3) 区域の設定

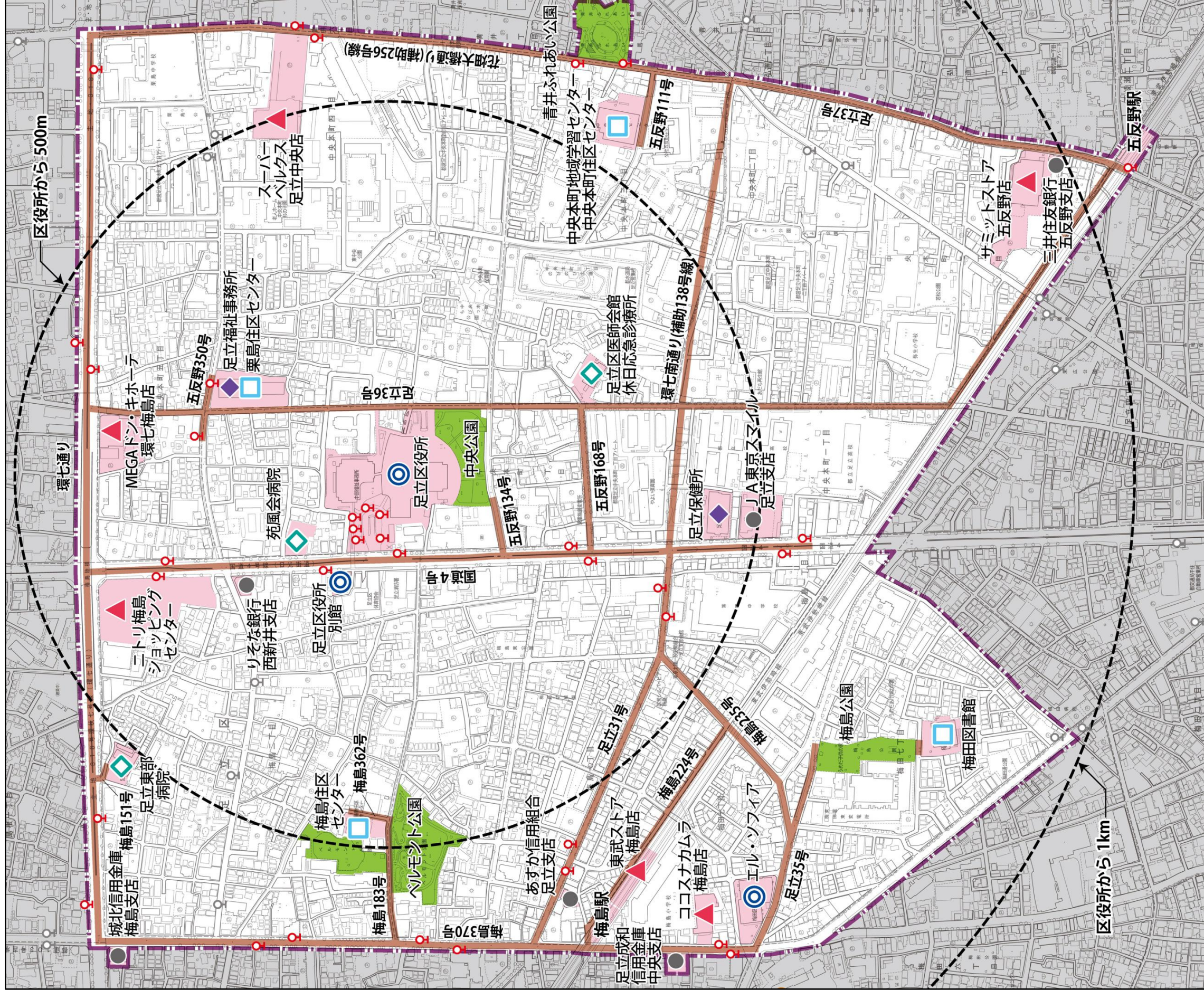
区役所周辺地区の区域は、原則、以下の条件をもとに設定します。

- ・ 区役所を中心とした徒歩圏内（500m～1 km の範囲）とする
- ・ 生活関連施設及び生活関連経路を含む範囲とする
- ・ 区域の境界はできる限り道路、鉄道等の施設の境界とする
- ・ 区域の境界となる道路に面して生活関連施設がある場合、区域はその施設の敷地を含める

本計画の区域（面積：約 146.0ha）は、13 ページに示すとおりです。



重点整備地区の区域と生活関連施設・経路



**凡例**

- 生活関連施設
- 生活関連施設(公園)
- 生活関連経路
- 重点整備地区

**施設凡例**

- 公共施設
- 文化・スポーツ施設
- 保健・福祉施設
- 医療機関
- 商業施設
- 金融機関
- バス停



この地図は東京都縮尺 1/2,500 地形図(平成 27 年度版)を使用したものである(MMT 利許第 27010 号-89)。無断複製を禁ず。





## 2 生活関連施設・経路等の整備方針

区役所周辺地区の一体的なバリアフリー化を進めるため、以下の方針に基づき実施します。

### (1) ハード面の整備方針

#### ア 公共交通

- ① 梅島駅及び五反野駅には、ホームからの転落を防ぐため、ホームドア等を設置します。
- ② 生活関連経路上にあるバス停の案内表示は、見やすく、わかりやすいものにします。
- ③ 生活関連経路上にあるバス停には、空間が確保できる場合、上屋やベンチを設置します。

#### イ 道路等

- ① 歩道など歩行空間は、路面の平坦性、適切な段差や勾配の確保など、高齢者、障がい者、子ども、子育て中の方等が安全で快適に移動できる構造とします。
- ② 視覚障がい者が安全かつ円滑に移動できるように、歩道の幅員及び視覚障がい者の動線を考慮して、視覚障害者誘導用ブロックを設置します。
- ③ 視覚障害者誘導用ブロックの設置に合わせて、音響式信号機やエスコートゾーンを設置します。

#### ウ 公園

- ① 主な園路は、路面の平坦性の確保など、高齢者、障がい者、子ども、子育て中の方等が安全で快適に移動できる構造とします。
- ② トイレは、高齢者、障がい者、子ども、子育て中の方等が利用できるように、「だれでもトイレ<sup>※</sup>」の設置を進めます。
- ③ 視覚障がい者が安全かつ円滑に移動できるように、主な出入口から「だれでもトイレ」までの経路等に、視覚障がい者の動線を考慮して、視覚障害者誘導用ブロックを設置します。

※だれでもトイレ：東京都における、車椅子使用者、高齢者、妊娠中・乳幼児連れの方など、だれでもが円滑に利用することのできるトイレの呼称（出典：東京都福祉のまちづくり条例施行規則・別表第3）

## 工 建築物

- ① 道路等から主要な出入口、施設内の受付や案内所等まで、バリアフリー化された経路を確保するとともに、視覚障害者誘導用ブロックを設置します。
- ② 駐車場には、障がい者等の乗降に配慮した駐車スペースを確保します。
- ③ 施設内において、通路幅員の確保、エレベーターの整備、階段段鼻の視認性の改善など、高齢者、障がい者、子ども、子育て中の方等が円滑に水平・垂直移動できるように配慮します。
- ④ 受付や窓口カウンターは、その一部を車椅子使用者が利用できる構造とするとともに、筆談用具を準備し、その旨を見やすい位置に表示します。
- ⑤ トイレは、高齢者、障がい者、子ども、子育て中の方等が利用できるように、多機能化を進めます。
- ⑥ 子育て中の方が多く利用する施設では、乳幼児連れの方が授乳やおむつ交換をできる場所を確保します。
- ⑦ だれに対しても、わかりやすい案内表示を設置します。

## (2) ソフト面の取り組み方針

- ① 道路管理者は、歩行空間の機能を十分に維持・保全するため、商品のはみ出し陳列や看板等の設置など、不法占用物に対する移動・撤去等の指導を行います。
- ② 足立区は、自転車利用に関するルールを周知し、区民のマナーの向上を図ります。
- ③ 足立区は、医療機関、商業施設、金融機関の施設管理者に対して、バリアフリー化への協力を呼びかけます。
- ④ 医療機関、商業施設、金融機関の施設管理者は、高齢者、障がい者、子ども、子育て中の方等の要望を積極的に取り入れ、バリアフリー化の推進に努めます。
- ⑤ 公共交通事業者及び施設管理者等は、高齢者、障がい者等に対する適切な対応及び必要な介助等を行うための知識と技術の向上を図るため、職員・従業員等に対する教育の充実を図ります。
- ⑥ 区民は、視覚障害者誘導用ブロック、だれでもトイレ、障がい者用の駐車スペースなど、必要としている人が利用できるように、ルールを守り、マナーの向上に努めます。
- ⑦ 区民は、高齢者、障がい者、子ども、子育て中の方等への接し方や支援の方法を取得し、理解と協力を深めます。

### 3 特定事業の設定

区役所周辺地区における、生活関連施設や生活関連経路等を対象に、各事業者がバリアフリー化に取り組む事業を特定事業といい、下表に示す種別ごとに設定します。なお、建築物特定事業については、生活関連施設のうち区の施設を対象としています。

特定事業の種別

No.	種別	対象施設	事業の内容
1	公共交通特定事業 (法※第28条)	駅	<ul style="list-style-type: none"> <li>エレベーターの整備</li> <li>だれでもトイレの整備</li> <li>視覚障害者誘導用ブロックの設置</li> <li>ホームドアまたは内方線付き点状ブロックの設置等の転落防止対策 等</li> </ul>
2	道路特定事業 (法第31条)	道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>歩道の段差や勾配の改善</li> <li>歩道の平坦性の確保</li> <li>視覚障害者誘導用ブロックの設置 等</li> </ul>
3	交通安全特定事業 (法第36条)	信号機等	<ul style="list-style-type: none"> <li>音響機能、歩行者用青時間延長機能、経過時間表示機能を付加した信号機の整備</li> <li>エスコートゾーンの整備</li> <li>違法駐車取締り強化</li> <li>違法駐車防止のための広報活動及び啓発活動の実施 等</li> </ul>
4	都市公園特定事業 (法第34条)	都市公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>園路の幅員の確保、スロープの設置</li> <li>だれでもトイレの整備</li> <li>障がい者用の駐車スペースの整備 等</li> </ul>
5	建築物特定事業 (法第35条)	建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>出入口及び廊下等の幅員の確保</li> <li>階段の手すりの設置</li> <li>だれでもトイレの整備</li> <li>障がい者用の駐車スペースの整備 等</li> </ul>
6	その他の事業 (上記に該当しない事業)		<ul style="list-style-type: none"> <li>バス停に上屋やベンチの設置</li> <li>接遇・介助に関する教育の実施</li> <li>区民の理解を深めるための啓発活動 等</li> </ul>

※法：バリアフリー法

本計画における、事業完了の目標時期は、以下のとおり定めます。

**短期**：おおむね5年以内に事業完了を目標に実施する事業

**長期**：おおむね10年以内に事業完了を目標に実施する事業

また、現段階では実施時期の未確定な施設改修や用地買収と併せた整備が必要となる事業についても、施設改修等の機会を捉えて実施する事業として位置付けます。

(1) 公共交通特定事業

整備対象	事業内容	事業主体	目標時期		機会を捉えて
			短期	長期	
梅島駅	①ホームドア等の設置	東武鉄道株式会社			○
五反野駅	①ホームドア等の設置				○

(2) 道路特定事業

整備対象	事業内容	事業主体	目標時期		機会を捉えて	
			短期	長期		
国道4号	①歩道の段差・勾配の改善	国土交通省	○			
	②歩行空間の平坦性の確保		○	○		
環七通り	①歩道の段差・勾配の改善	東京都		○		
	②視覚障害者誘導用ブロックの設置			○		
五反野350号	①歩道の段差・勾配の改善	足立区			○	
	②視覚障害者誘導用ブロックの設置				○	
足立36号	①歩道等の段差・勾配の改善				○	
	②視覚障害者誘導用ブロックの設置				○	
五反野168号	①歩道の段差・勾配の改善				○	
	②視覚障害者誘導用ブロックの設置				○	
五反野111号	①歩道の段差・勾配の改善				○	
	②視覚障害者誘導用ブロックの設置				○	
足立37号	①通行動線上にある雨水ますの蓋の改善				○	
	②無電柱化の推進				○	
梅島370号	①歩道の段差・勾配の改善				○	
	②歩行空間の平坦性の確保				○	
	③マンホール部の路面の改善				○	
	④車止めの改善				○	
足立31号	①歩道の段差・勾配の改善			○	○	
	②視覚障害者誘導用ブロックの設置			○	○	
梅島224号	①歩道の縦断勾配の改善			○		

(道路特定事業のつづき)

整備対象	事業内容	事業主体	目標時期		機会を捉えて
			短期	長期	
梅島 235 号	①歩道の段差・勾配の改善	足立区			○
	②視覚障害者誘導用ブロックの設置				○
足立 35 号	①歩道の段差・勾配の改善				○
	②視覚障害者誘導用ブロックの設置				○
環七南通り	①都市計画道路補助 138 号線（中央本町一丁目～青井二丁目）の整備	東京都	事業実施中		
花畑大橋通り	①都市計画道路補助 256 号線（環七通り～補助 138 号線）の整備	足立区	優先整備路線※		

※平成 28 年度から平成 37 年度までの期間で優先的に整備する路線

### (3) 交通安全特定事業

整備対象	事業内容	事業主体	実施時期		機会を捉えて
			短期	長期	
重点整備 地区内	①信号機の改良（音響機能・歩行者用青時間延長機能の整備、LED化）	東京都 公安委員会	順次 ○   ○		
	②エスコートゾーンの整備		必要に応じて実施 ○   ○		
	③標識、標示の高輝度化		順次 ○   ○		
	④違法駐車車両の指導取締り等		順次 ○   ○		

※別途、東京都公安委員会が作成する交通安全特定事業計画を参照

### (4) 都市公園特定事業

整備対象	事業内容	事業主体	目標時期		機会を捉えて
			短期	長期	
ベルモント 公園	①展示棟階段の段鼻の視認性の改善	足立区	○		
	②オストメイト対応トイレの設置		○		
	③トイレ内へのベビーチェアの設置				○
	④視覚障害者誘導用ブロックの設置		○		

### 第3章 区域内のバリアフリー化方針

(都市公園特定事業のつづき)

整備対象	事業内容	事業主体	目標時期		機会を捉えて
			短期	長期	
青井ふれあい公園	①園路の平坦性の確保	足立区	○		
	②オストメイト対応トイレの設置		○		
	③視覚障害者誘導用ブロックの設置		○		
梅島公園	①トイレ前の段差の解消		○		
	②オストメイト対応トイレの設置		○		
	③視覚障害者誘導用ブロックの設置		○		

#### (5) 建築物特定事業

整備対象	事業内容	事業主体	目標時期		機会を捉えて
			短期	長期	
足立区役所	①バス乗り場及びタクシー乗り場の案内の改善	足立区	○		
	②タクシー乗り場の段差の解消				○
	③障がい者等用の駐車スペースの改善		○		
	④だれでもトイレの改善		○		
	⑤トイレへの触知案内図等の設置				○
	⑥視覚障害者誘導用ブロックの改善		○		
	⑦案内サインの改善		○		
エル・ソフィア	①敷地内通路等の通行動線上にある溝蓋の改善		○		
	②洋式トイレの増設				○
	③だれでもトイレの改善				○
	④オストメイト対応トイレの設置				○
	⑤トイレ内への折りたたみ式大型ベッドの設置				○
	⑥トイレへの触知案内図等の設置				○
	⑦視覚障害者誘導用ブロックの設置				○



(建築物特定事業のつづき)

整備対象	事業内容	事業主体	目標時期		機会を捉えて
			短期	長期	
中央本町地域学習センター	①車椅子使用者に対応したカウンターの設置	足立区			○
	②だれでもトイレの改善				○
	③オストメイト対応トイレの設置				○
	④授乳やおむつ交換ができるスペースの確保				○
	⑤視覚障害者誘導用ブロックの設置				○
	⑥受付の案内サインの改善		○		
	⑦筆談用具の準備とその表示の設置		○		
中央本町住区センター	①だれでもトイレの設置				○
	②授乳やおむつ交換ができるスペースの確保				○
	③筆談用具の準備とその表示の設置		○		
栗島住区センター	①視覚障害者誘導用ブロックの設置		○		
	②筆談用具の準備とその表示の設置		○		
梅島住区センター	①出入口部の段差の解消				○
	②エレベーターの設置				○
	③だれでもトイレの設置				○
	④授乳用スペースの確保				○
	⑤視覚障害者誘導用ブロックの設置				○
	⑥筆談用具の準備とその表示の設置		○		
梅田図書館	①エレベーターの改善				○
	②洋式トイレの増設				○
	③だれでもトイレの改善				○
	④オストメイト対応トイレの設置			○	
	⑤トイレ内への折りたたみ式大型ベッドの設置			○	
	⑥視覚障害者誘導用ブロックの設置			○	
足立保健所	①障がい者等用の駐車スペースの設置			○	
	②トイレ内への折りたたみ式大型ベッドの設置			○	
	③筆談用具の準備とその表示の設置	○			

### 第3章 区域内のバリアフリー化方針

(建築物特定事業のつづき)

整備対象	事業内容	事業主体	目標時期		機会を捉えて
			短期	長期	
足立福祉事務所	①だれでもトイレの改善	足立区			○
	②授乳用スペースの確保				○
	③視覚障害者誘導用ブロックの改善		○		
	④筆談用具がある旨の表示の設置		○		

#### (6) その他の事業

整備対象	事業内容	事業主体	目標時期		機会を捉えて
			短期	長期	
バス停	①バス停への上屋の設置	バス事業者			○
	②バス停へのベンチの設置	道路管理者			○
	③バス停の案内表示の改善	バス事業者			○
重点整備地区内	①歩道等の不法占用に対する移動・撤去等の指導実施	道路管理者	継続実施		
	②自転車利用のルールとマナーに関する広報活動及び啓発活動の実施	足立区 警視庁	継続実施		
	③医療機関、商業施設、金融機関などの施設管理者等に対するバリアフリー化への協力呼びかけの実施	足立区	継続実施		
	④職員・従業員等に対する接遇・介助に関わる教育の実施	足立区 各事業者	継続実施		
	⑤区民の理解を深めるための啓発活動の実施	足立区	継続実施		

# 資料編

---

## 資料編

---

### 資料－1 地区の概況

#### (1) 公共交通

区役所の敷地内に、バス乗り場とタクシー乗り場があります。

バスは、一般路線バス5系統、コミュニティバス（はるかぜ）3系統が運行しており、北千住駅方面、綾瀬駅方面、竹ノ塚駅方面、王子駅方面など、各方面から乗り入れています。

鉄道は南側に東武スカイツリーラインが通っており、区役所の近くには梅島駅と五反野駅があります。

#### (2) 道路

区役所周辺の幹線道路としては、区役所の西側に接して南北方向に国道4号が、北側を東西方向に環七通りが通っています。

国道4号や環七通りは有効幅員2m以上の歩道が設置されています。また、梅島駅前の南北方向の道路や梅島駅北側の東西方向の道路など、一部の道路は有効幅員2m以上の歩道が設置されていますが、その他の区役所周辺の道路は、ガードレール等で歩行者空間を確保している道路や歩道のない道路が多くみられます。

#### (3) 主要施設

区役所周辺には、公共施設、文化・スポーツ施設、保健・福祉施設、医療機関、商業施設が立地しています。主な施設としては、足立区役所、足立福祉事務所、足立保健所などがあります。

平成28年12月に、国道4号と環七通りの沿道に大型商業施設が開店しています。

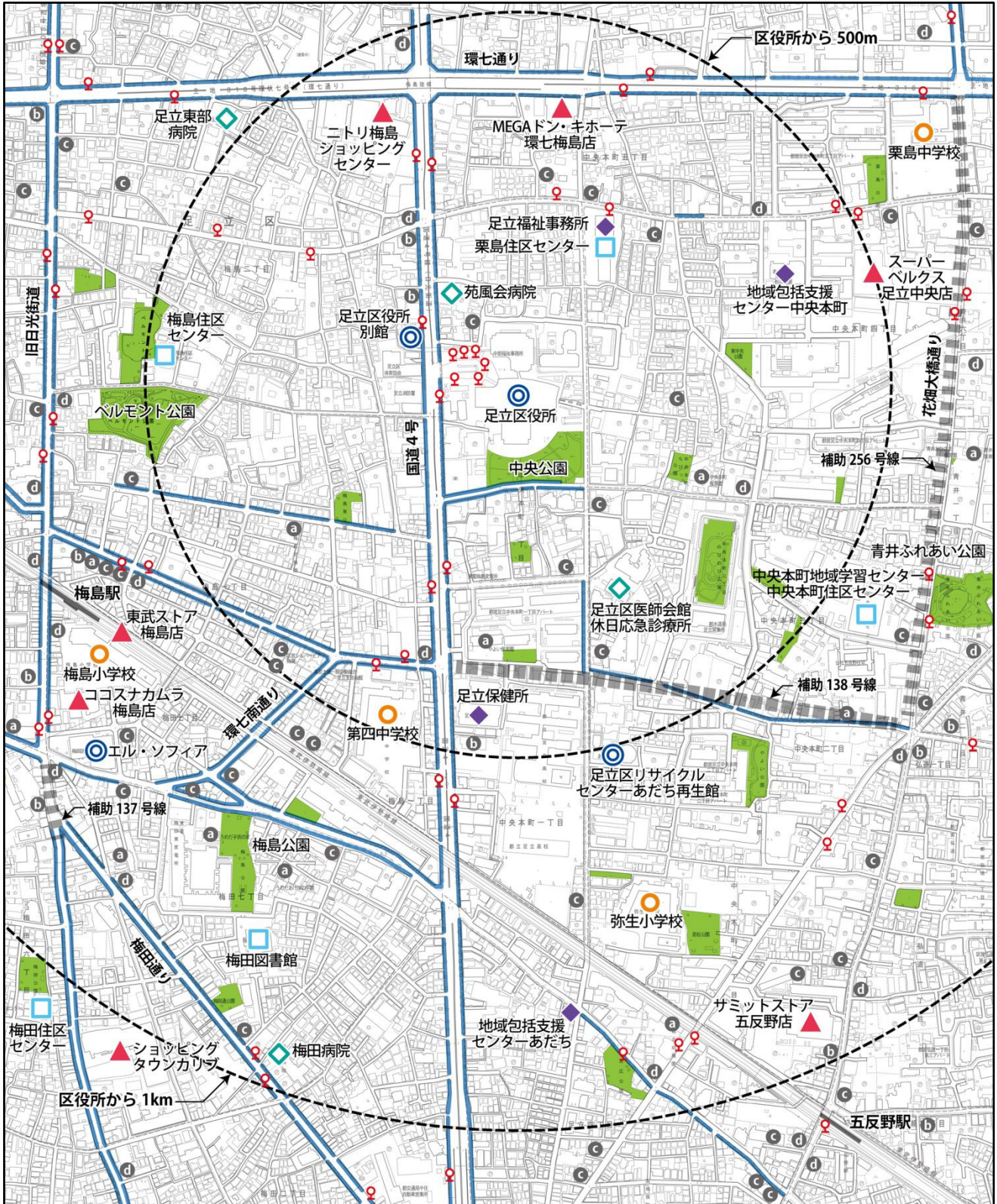
#### (4) 都市計画道路

区役所の南側を通る補助138号線の中央本町一丁目から青井二丁目までの区間（延長約700m）において街路整備事業が進められています。

都市計画道路の事業化計画において、区役所の東側を通る補助256号線と梅島駅の南側を通る補助137号線が優先整備路線（今後10年間で優先的に整備すべき路線）に位置付けられています。



# 区役所周辺地域の概況



- 主要施設**
- ◎ 公共施設
  - 区立小・中学校
  - 文化・スポーツ施設
  - ◆ 保健・福祉施設
  - ◇ 医療機関
  - ▲ 商業施設 (店舗面積500㎡以上の小売店)
  - その他の主要施設
  - a 幼稚園・保育園
  - b 郵便局・銀行
  - c 診療所
  - d コンビニエンスストア
  - ♀ バス停
  - 公園

**歩道**

— 有効幅員 2m以上の歩道 (歩道に接する空地等は含めない)

**道路整備**

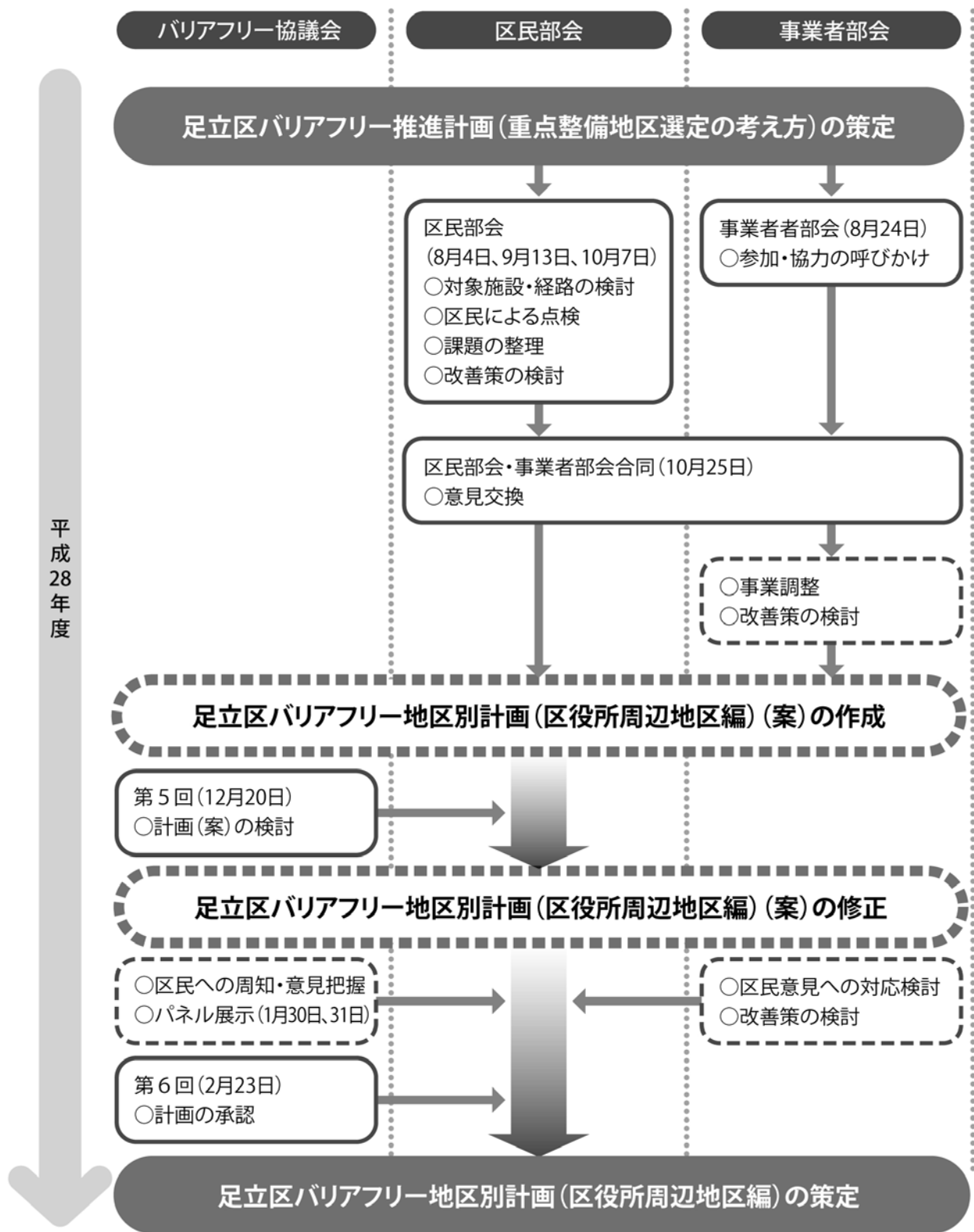
■■■■ 都市計画道路・事業中路線

■■■■ 都市計画道路・優先整備路線



この地図は東京都縮尺 1/2,500 地形図(平成 27 年度版)を使用したものである(MMT 利許第 27010 号-89)。無断複製を禁ず。

資料-2 検討の経緯





## 資料－3 区民部会・事業者部会等の検討概要

### (1) 開催概要

#### ア 区民部会

区民部会では、区役所周辺地域を対象に、利用者の視点でバリアフリー化の問題点や課題を抽出し、その改善策の提案を検討しました。

#### 区民部会の実施概要

回（開催日）	検討内容
第1回（平成28年8月4日）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バリアフリー化の対象施設・経路の検討</li> <li>・まち歩き点検のルート、点検ポイントの検討</li> </ul>
第2回（平成28年9月13日）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まち歩き点検の実施（点検ルートは次ページ参照）</li> <li>・点検結果の整理</li> </ul>
第3回（平成28年10月7日）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バリアフリー化の問題点や課題の整理</li> <li>・改善策の提案の検討</li> </ul>
第4回（平成28年10月25日） ※事業者部会と合同	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者部会へ改善策を提案</li> <li>・事業者部会との意見交換</li> </ul>

参加団体（50音順）／延べ参加人数80名

- ・足立区肢体不自由児者父母の会
- ・足立区女性団体連合会
- ・足立区地域保健福祉推進協議会
- ・足立区パーキンソン病友の会
- ・足立区民生・児童委員協議会
- ・足立区老人クラブ連合会
- ・日本オストミー協会足立分会
- ・足立区社会福祉協議会
- ・足立区視力障害者福祉協会
- ・足立区手をつなぐ親の会
- ・足立区まちづくり推進委員会
- ・足立区ろう者協会
- ・国際障害者年を進める足立の会



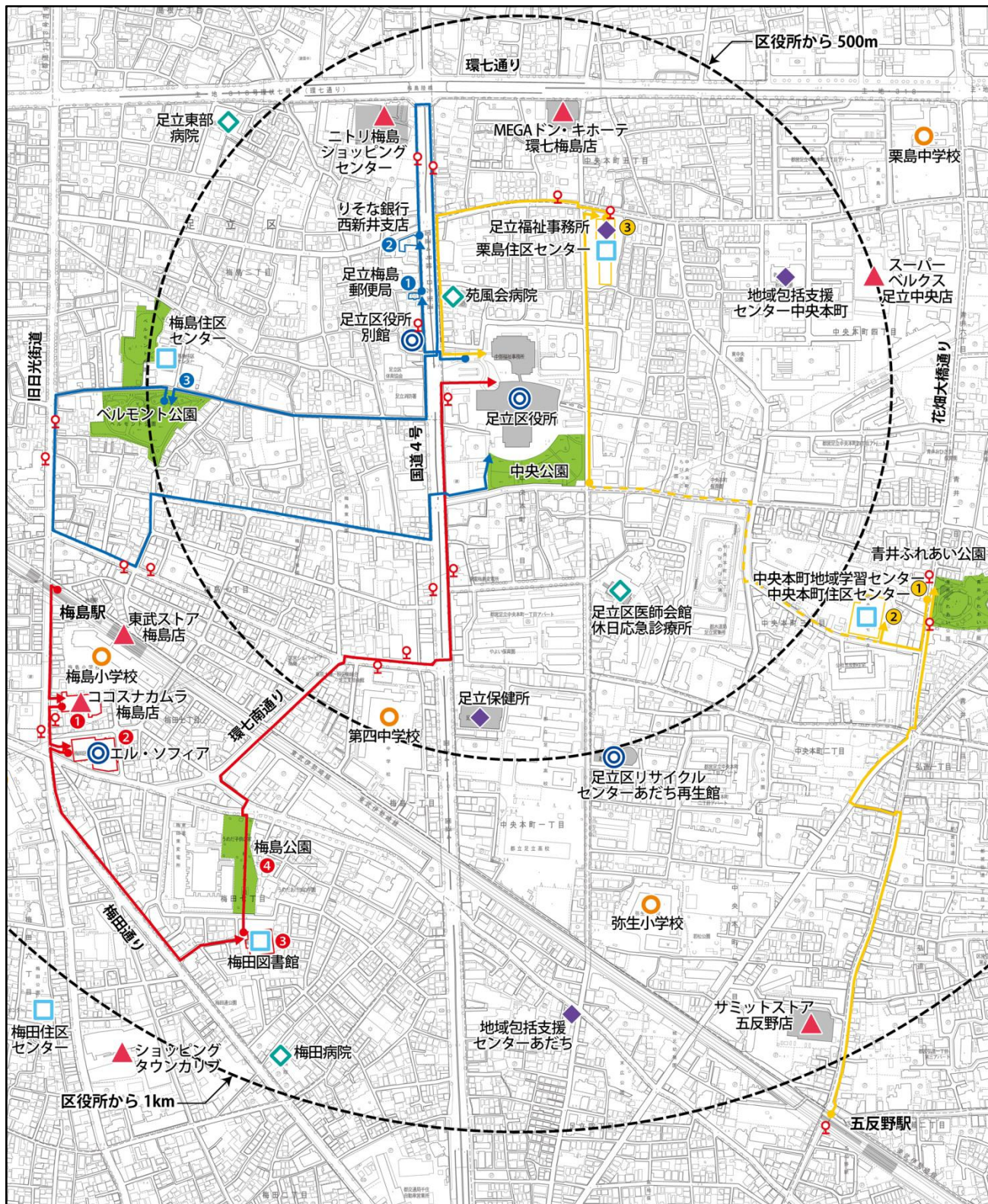
区民部会での検討の様子



まち歩き点検の様子



# まち歩き点検のルート



- 主要施設**
- 公共施設
  - 区立小・中学校
  - 文化・スポーツ施設
  - 保健・福祉施設
  - 医療機関
  - 商業施設
  - 公園
  - バス停

- まち歩きルート**
- Aルート**  
 梅島駅～①ココスナカムラ梅島店～②エル・ソフィア～③梅田図書館～④梅島公園～足立区役所
  - Bルート**  
 足立区役所～①足立梅島郵便局～②りそな銀行西新井支店～環七通り～③ベルモント公園～梅島駅～足立区役所
  - Cルート**  
 五反野駅～①青井ふれあい公園～②中央本町地域学習センター～③足立福祉事務所～足立区役所



この地図は東京都縮尺 1/2,500 地形図(平成 27 年度版)を使用したものである(MMT 利許第 27010 号-89)。無断複製を禁ず。



## イ 事業者部会

事業者部会は、区役所周辺地域において設定されたバリアフリー化の対象施設・経路に係る事業者により構成します。

事業者部会では、区民部会で検討されたバリアフリー化の問題点や課題、改善策の提案を踏まえ、地区別計画に定める特定事業について協議・調整を行いました。

### 事業者部会の実施予定

回（開催日）	検討内容
第1回（平成28年8月24日）	・地区別計画の策定について（参加・協力の呼びかけ） ・第1回区民部会の結果
第2回（平成28年10月25日） ※区民部会と合同	・区民部会との意見交換

### 参加事業者

- ・東武鉄道株式会社
- ・朝日自動車株式会社
- ・一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会足立支部
- ・警視庁西新井警察署
- ・国土交通省関東地方整備局東京国道事務所
- ・東京都建設局第六建設事務所
- ・東武バスセントラル株式会社
- ・東京都交通局（都営バス）
- ・警視庁綾瀬警察署
- ・足立区商店街振興組合連合会



事業者部会での検討の様子



区民・事業者合同部会での検討の様子

**(2) まち歩き点検等における区民意見の概要**

## Aルート的主要意見

対象	主要意見
道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歩道の傾斜が急になっている</li> <li>・歩道が狭く、切り下げてあり、通りにくい</li> <li>・エル・ソフィア駐車場前のU字の側溝は車椅子では通りにくい</li> <li>・歩道と車道の境にマンホールがあるため、マンホール部分の歩道面が下がっている</li> <li>・歩道の高さを車道と同じにできないか</li> <li>・歩道の車止めの位置で歩道が狭く感じる</li> <li>・歩道橋の階段付近は幅が狭く、通りにくい</li> <li>・歩道の植栽部分が危ない</li> <li>・歩道上に商品がはみ出しており、通行の妨げになっている</li> <li>・雑草が通行の妨げになっている</li> <li>・音響信号機の音が小さい</li> </ul>
公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トイレ周囲のコンクリートの路面が段差になっている</li> <li>・車椅子トイレと女性トイレはわけてほしい</li> <li>・車椅子トイレの扉は自動にしてほしい</li> </ul>
建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グレーチングの目が粗いため車椅子の前輪や白杖がはまりやすいので、目の細かいものにしてほしい</li> <li>・バリアフリーを考えていない時期の建物だと思う</li> <li>・エレベーターが小さいため、車椅子使用者が使えない</li> <li>・通路に商品が置かれており車椅子が通行しづらい</li> <li>・2階、3階には視覚障害者誘導用ブロックがなかった</li> <li>・トイレの入口に段差がある</li> <li>・車椅子用のトイレがない</li> <li>・車椅子用のトイレが1階にしかない</li> <li>・車椅子用のトイレの手すりは、横開きではなく、跳ね上げ式にしてほしい</li> <li>・車椅子用のトイレの便器に背もたれをつけてほしい</li> <li>・トイレは洋式が少ない、和式が使えない子どももいる</li> <li>・トイレにベビーチェア、ベビーベッドがない</li> <li>・トイレに視覚障害者誘導用ブロックか音声案内をつけてほしい</li> <li>・1階ロビーにキッズスペースがあり、広くてよい</li> <li>・案内表示が大きくてわかりやすい</li> <li>・エレベーターの案内表示がわかりにくい</li> </ul>

## Bルート of 主な意見

対象	主な意見
道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通り全体が狭く、傾斜、凸凹が多い</li> <li>・ レンガの凸凹が目立つ</li> <li>・ 横断歩道への段差がなく危険、境目が分かるように2 cm 程度の段差をつけてほしい</li> <li>・ 視覚障害者誘導用ブロックがマンホール上にかかり、そこに貼っていないところが多い</li> <li>・ 郵便局への視覚障害者誘導用ブロックが道路からつながっていない</li> <li>・ 銀行の視覚障害者誘導用ブロックとつながっていない</li> <li>・ 看板が視覚障害者誘導用ブロックの近くまではみ出している</li> <li>・ 音響信号機が設置されていない</li> <li>・ 下り側のバス停に屋根やベンチがほしい</li> <li>・ 上り側のバス停は道幅が狭いので、ベンチはなくても屋根はほしい</li> </ul>
公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 正面の階段の段鼻がわかりにくく危ない</li> <li>・ トイレまでのスロープが少しきつい（約 10%）</li> <li>・ 車椅子用トイレはオストメイトがない</li> <li>・ トイレにベビーチェアがない</li> </ul>
建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自転車置き場がなく、歩道にはみ出している</li> <li>・ 駐輪場が狭く、視覚障害者誘導用ブロックの近くまで自転車がはみ出す</li> <li>・ 縁石に凹み（段差）があり、歩行者がつかまず</li> <li>・ 入口が狭い</li> <li>・ スロープの勾配が急（約 10%）になっている</li> <li>・ 車椅子用呼び出しボタンがあるが、そこへはスロープを少し上らねばならず不親切だと感じる</li> <li>・ 敷地内の視覚障害者誘導用ブロックが道路とつながっていない</li> <li>・ 筆談対応ができるという表示がない</li> <li>・ 筆談ボードがない</li> </ul>

## Cルート的主要意見

対象	主要意見
道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歩道が傾斜している</li> <li>・歩道の幅が狭く、傾斜もきつい</li> <li>・切り下げのアップダウンがある</li> <li>・歩道の切り下げで、車椅子使用者は体が車道側に斜めになってしまう</li> <li>・歩道の幅員が狭い</li> <li>・交差点は歩道幅が狭いため、車椅子では通ることができない</li> <li>・マンホールの穴が大きすぎて、白杖が引っかかる</li> <li>・ガードレールが途切れている</li> <li>・歩道の中に電柱があり、車椅子が通行できない</li> <li>・電柱等があるため全体に狭いので、歩道を広げてほしい</li> <li>・視覚障害者誘導用ブロックがない</li> <li>・視覚障害者誘導用ブロックがマンホールを避けて設置されている</li> <li>・区役所から福祉事務所まで視覚障害者誘導用ブロックを設置してほしい</li> <li>・自転車が歩道でスピードを出すので危ない</li> </ul>
公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入口に柵があつて狭く、車椅子使用者が入りにくい</li> <li>・園路が狭く、傾斜もきつい、園路に段差がある</li> <li>・凹んでいるところが連続しており、歩くのが危ない</li> <li>・視覚障害者誘導用ブロックがない</li> <li>・トイレが狭く、きれいではなかった</li> <li>・トイレの前に柱があつて車椅子など入りにくい</li> </ul>
建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者用駐車場の台数が少ない</li> <li>・施設内に視覚障害者誘導用ブロックがあつてよい</li> <li>・2階の警告ブロックが受付から離れている</li> <li>・エレベーターの内部にカメラがあつて安全でよい</li> <li>・洗面台の設置場所が車椅子使用者にとっては高い</li> <li>・図書館のトイレは車椅子使用者が入れない</li> <li>・だれでもトイレのドアは自動にならないか</li> <li>・だれでもトイレの手すりにガタツキあり</li> <li>・だれでもトイレはいろいろそろっていてよいが、空間を狭くしている</li> <li>・トイレの設備が多すぎて初めての人はわからない</li> <li>・流しボタンと緊急ボタンが隣り合っていて混乱する</li> <li>・だれでもトイレ内のベッドが大人用でよい</li> <li>・筆談ボードが奥に収納されていた</li> <li>・筆談ボードがない</li> <li>・聴覚障害者のために筆談ボードを用意してほしい</li> <li>・案内板が4か国語表記でよい</li> </ul>

(3) 施設点検結果のまとめ

○：整備済／対応済    ×：未整備／未対応    —：不要／対象なし

	敷地内通路 (道路等から主要な出入口または改札口)		駐車場			主要な出入口(改札口)		主要な出入口から受付(ホーム)			受付・案内所等			トイレ・子育て支援環境						
	車椅子やベビーカーの通行可能な経路	視覚障害者誘導用ブロックの敷設	障がい者用駐車施設	障がい者用駐車施設的位置	駐車施設から出入口まで車椅子やベビーカーの通行可能な経路	車椅子やベビーカーの通行可能な出入口(改札口)	音による案内	車椅子やベビーカーの通行可能な経路	視覚障害者誘導用ブロックの敷設	エレベーターの設置	車椅子使用者が利用できるカウンター	筆談用具	呼び出しの音声案内及び電光表示	障がい者用トイレ	障がい者用トイレまでの経路	オストメイト用設備	ベビーチェア	ベビーベッドまたはおむつ交換のできる場所	介助による着替えやおむつ交換等のできる大型ベッ	乳幼児連れの方が授乳のできる場所
梅島駅	○ スロープ	○	—	—	—	○	×	○	○	○	—	○	—	○	○	○	○	×	×	×
五反野駅	○ スロープ	○	—	—	—	○	×	○	○	○	—	○	—	○	○	○	○	○	○	×
足立区役所	○ スロープ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	× 一部あり	○	○	○	○	○	○	○
エル・ソフィア	梅田区民事務所	○ スロープ	○	○	○	○	○	○	×	○	○	× 手話あり	×	○	○	×	○	○	×	○
	梅田地域学習センター										○	○	—							
	梅田地域体育館										○	○	—							
	男女参画プラザ										×	×	—							
	足立区消費者センター										×	×	—							
梅島住区センター	○ スロープ	×	—	—	—	○ 開き戸	×	×	×	×	○	×	—	×	—	×	×	○	×	×
中央本町地域学習センター	× スロープ (勾配11% ~19%)	○ マットあり	○	○	○	○	×	○	×	○	×	×	—	○	○	×	×	○	○	×
やよい図書館											○	×	—							
中央本町地域体育館											×	×	—							
中央本町住区センター	× スロープ (勾配17%)	○ マットあり	○	○	○	○	×	○	○	—	○	×	—	×	—	×	×	○	×	×
梅田図書館	○ スロープ	○									○	○	○	×	○	×	○	○	○	—
NPO活動支援センター	○ スロープ	○	○	○	○	○	×	○	×	○	○	×	—	○	○	×	○	○	×	×
足立保健所	○	○	×	—	—	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	×	○
足立福祉事務所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	×
栗島住区センター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	×	—	○	○	○	○	○	○	×
ベルmont公園	○	×	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	○	○ スロープ	×	×	○	×	×
中央公園	○	○	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
青井ふれあい公園	○	○	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	○	○	×	×	×	×	×
梅島公園	○	×	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	○	○	×	×	×	×	×

※区民部会のまち歩き点検の対象とならなかった施設については、事務局により別途点検を行いました。

(施設点検の結果のまとめ つづき)

○：整備済/対応済    ×：未整備/未対応    —：不要/対象なし

	敷地内通路 (道路等から主要な出入口または改札口)		駐車場			主要な出入口(改札口)		主要な出入口から受付(ホーム)			受付・案内所等			トイレ・子育て支援環境						
	車椅子やベビーカーの通行可能な経路	視覚障害者誘導用ブロックの敷設	障がい者用駐車施設	障がい者用駐車施設的位置	駐車施設から出入口まで車椅子やベビーカーの通行可能な経路	車椅子やベビーカーの通行可能な出入口(改札口)	音による案内	車椅子やベビーカーの通行可能な経路	視覚障害者誘導用ブロックの敷設	エレベーターの設置	車椅子使用者が利用できるカウンター	筆談用具	呼び出しの音声案内及び電光表示	障がい者用トイレ	障がい者用トイレまでの経路	オストメイト用設備	ベビーチェア	ベビーベッドまたはおむつ交換のできる場所	介助による着替えやおむつ交換等のできる大型ベッ	乳幼児連れの方が授乳のできる場所
足立東部病院	○ スロープ	○	×	—	—	○	×	○	×	○	×	×	×	○	○	×	×	×	×	×
苑風会病院	(平成28年4月開業)																			
足立区医師会館休日応急診療所	○ スロープ	○ 地と同色	○	○	○	○	×	○	○	—	×	×	×	○	○	×	×	○	×	×
ニトリ梅島ショッピングセンター	(平成28年12月開業)																			
MEGAドン・キホーテ環七梅島店	(平成28年12月開業)																			
スーパーベルクス足立中央店	○	×	○	○	○	○	×	○	×	—	○	×	—	○	○	×	○	○	×	×
東武ストア梅島店	○	×	○	○	○	○	×	○	×	—	×	×	—	○	×	○	○	○	○	×
ココスナカムラ梅島店	○	×	—	—	—	○	×	○	×	○	×	×	—	×	—	×	×	×	×	×
サミットストア五反野店	○	×	×	—	—	○	×	○	×	×	×	×	—	×	—	×	×	○	×	×
りそな銀行西新井支店	○ スロープ	○	—	—	—	○	×	○	×	—	○	×	○	—	—	—	—	—	—	×
三井住友銀行五反野支店	×	×	—	—	—	×	×	×	×	×	○	○	○	—	—	—	—	○	—	○
城北信用金庫梅島支店	○	×	×	—	—	○	×	○	×	—	○	×	○	—	—	—	—	—	—	×
足立成和信用金庫中央支店	○ スロープ	○	○	○	○	○	×	○	×	—	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○
あすか信用組合足立支店	×	×	×	—	—	○	×	○	×	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	×
JA東京スマイル足立支店	○	○	○	○	○	○	×	○	○	—	○	○	×	○	○	○	○	○	×	○

※区民部会のまち歩き点検の対象とならなかった施設については、事務局により別途点検を行いました。

## 資料－４ 区民への周知・意見把握

区役所周辺地区の利用者など区民へ本計画の策定を周知するとともに、本計画（案）に対する区民の意見を把握するため、障がい者団体への訪問説明及び区役所本庁舎におけるパネル展示を実施しました。その概要を以下に示します。

### （１）開催概要

#### ア 障がい者団体への訪問説明

実施日：平成 29 年 1 月 17 日

場 所：竹の塚障がい福祉館

参加者：足立区障害者団体連合会（14 名）

概 要：本計画（案）について説明し、質疑、意見聴取を行いました。



障がい者団体への訪問説明の様子

#### イ 区役所本庁舎におけるパネル展示

実施日：平成 29 年 1 月 30 日、31 日

場 所：区役所本庁舎中央館 1 階区民ロビー

概 要：本計画（案）の概要についてパネル展示を行い、必要に応じて見学者へ説明を行いました。



パネル展示の様子

### （２）区民意見の概要

#### 区民の主な意見

- ・ コンビニエンスストアやファミリーレストランも対象に加えてほしい。
- ・ 歩道がないところでも、視覚障がい者がよく歩くところには、視覚障害者誘導用ブロックを設置してほしい。
- ・ 区役所から福祉事務所までの経路は、途中から視覚障害者誘導用ブロックが設置されているが、連続して設置してほしい。
- ・ 事業を進める際に当事者の意見を聞いてほしい。作る段階から当事者が参加できれば、もっといいものができるのではないかと。
- ・ 人の行動が改善されないと、ハードがよくなっても効果が発揮されない。自然に思いやりのある行動ができる環境になるとよい。
- ・ 人々の習慣を変えるため、教育に時間をかけてほしい。

## 資料－5 足立区バリアフリー協議会設置要綱・委員名簿

### 足立区バリアフリー協議会設置要綱

#### (設置)

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）の主旨に基づき策定する足立区バリアフリー推進計画（以下「推進計画」という。）について検討及び推進するために、同法第26条第1項の規定に基づき、足立区バリアフリー協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

#### (所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 推進計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 重点整備地区の選定に関すること。
- (3) その他、区長が必要と認めた事項に関すること。

#### (組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱又は任命する委員50人以上をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体代表者
- (3) 関係事業者
- (4) 関係行政機関職員
- (5) 区職員
- (6) 前各号に掲げる者のほか、区長が必要と認めた者

#### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命を受けた年の翌年度の3月末日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

#### (会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、第3条第1号に規定する学識経験者のうちから、委員が選出する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。



(協議会の招集)

第6条 協議会は、区長が招集し、主宰する。

(意見聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(部会)

第8条 協議会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会で協議すべき事項は、区長が定める。

3 前3条の規定は、部会に準用する。この場合において、前3条中「協議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「副会長」とあるのは「副部会長」と読み替えるものとする。

(庁内検討会)

第9条 協議会は、必要に応じて、具体的事項を調整するため、足立区バリアフリー庁内検討会（以下「庁内検討会」という。）を設置する。

2 庁内検討会は、区職員により構成する。

(謝礼)

第10条 委員に対する謝礼は、都市建設部長が別に定める。

(事務局)

第11条 協議会の事務局は、都市建設部都市計画課及びユニバーサルデザイン担当課に置く。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、足立区都市建設部長が別に定める。

付 則(27 足都都発第 1357 号 平成 27 年 10 月 9 日 都市建設部長決定)

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則(28 足都都発第 744 号 平成 28 年 7 月 1 日 都市建設部長決定)

この要綱は、決定の日から施行する。

## 足立区バリアフリー協議会委員名簿

(敬称略)

区分	所属・役職名等	備考
学識経験者	宇都宮大学地域デザイン科学部社会基盤デザイン学科 教授 大森 宣暁	会長
	東京電機大学未来科学部建築学科 准教授 山田 あすか	副会長
関係団体代表者	足立区まちづくり推進委員会 まちづくりカウンセラー	
	足立区障害者団体連合会 事務局長	
	足立区老人クラブ連合会 北部ブロック長	
	足立区地域保健福祉推進協議会子ども支援専門部会 特別部会員	
	足立区女性団体連合会 理事	
	足立区商店街振興組合連合会 副理事長	
関係事業者	東日本旅客鉄道株式会社東京支社総務部企画室 副課長	
	東武鉄道株式会社鉄道事業本部施設部建築土木課 課長	
	京成電鉄株式会社鉄道本部計画管理部 計画担当課長	
	東京地下鉄株式会社鉄道統括部 移動円滑化設備整備促進担当課長	
	首都圏新都市鉄道株式会社経営企画部 推進役兼経営管理課長	
	東京都交通局総務部 総合技術調整担当課長	日暮里・舎人ライナー
	東武バスセントラル株式会社運輸統括部 業務課長	
	日立自動車交通株式会社バス事業部 部長代理	
	朝日自動車株式会社 常務取締役	
	京成バス株式会社営業部 乗合営業課長	
	株式会社新日本観光自動車 課長	
	国際興業株式会社運輸事業部 担当部長	
	東京都交通局自動車部計画課 事業改善担当課長	都営バス
一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会 足立支部長		
関係行政機関	警視庁千住警察署 交通課長	
	警視庁西新井警察署 交通課長	
	警視庁竹の塚警察署 交通課長	
	警視庁綾瀬警察署 交通課長	
	国土交通省関東運輸局交通政策部 消費者行政・情報課長	
	東京都都市整備局都市基盤部 交通企画課長	
	国土交通省関東地方整備局東京国道事務所 交通対策課長	
	東京都建設局第六建設事務所 補修課長	
	東京都建設局東部公園緑地事務所 工事課長	
足立区	政策経営部長	
	福祉部長	
	都市建設部長	
	都市建設部道路整備室長	
	都市建設部みどりと公園推進室長	
	都市建設部建築室長	
事務局	都市建設部都市計画課長	
	都市建設部ユニバーサルデザイン担当課長	
	都市建設部都市計画課ユニバーサルデザイン担当係長	
	都市建設部都市計画課景観計画係	

## 足立区バリアフリー地区別計画

(区役所周辺地区編)

発行年月：平成 29 年 3 月

発 行：足立区都市建設部都市計画課

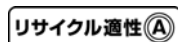
〒120-8510 足立区中央本町 1 - 17 - 1

電話 03-3880-5111 (代表)

登録番号：28 - 2325



古紙パルプ配合率70%再生紙を使用



この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。

